

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出に係る書類をこの公告の日から4月間、静岡市経済局商工部商業労政課、葵区地域総務課及び駿河区地域総務課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、この公告の日から4月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年4月14日

静岡市長 難波 喬 司

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フードマーケットマム若松店

所在地 静岡県静岡市葵区若松町107番2 他12筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社 タカラ・エムシー

住 所 静岡県静岡市駿河区小鹿3丁目1番58号

代表者 代表取締役 上野 拓

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社 タカラ・エムシー	9時00分	0時00分
株式会社 田原屋	9時00分	0時00分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社 タカラ・エムシー	7時00分	0時00分
株式会社 田原屋	7時00分	0時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場 No.	駐車可能時間帯
1階駐車場 (図面3)	8時45分～0時15分
2階駐車場 (図面4-2)	8時45分～0時15分

(変更後)

駐車場 No.	駐車可能時間帯
1階駐車場 (図面3)	6時45分～0時15分
2階駐車場 (図面4-2)	6時45分～0時15分

4 変更する年月日

令和8年6月1日

5 届出年月日

令和8年4月2日